

告 示

埼玉県告示第九十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）
第九条第三項、第五項及び第八項、第十条第三項及び第六項並びに第十一条第三項
及び第六項の規定に基づき、令和七年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる
数を次のとおり定めた。

令和七年二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

係 数		数 値
医療費指数反映係数		○
一般納付金所得係数		一・一二〇六九九三二二四一九〇
一般納付金基礎額調整係数		○・九九九九九九九九七三五一
後期高齢者支援金等納付金所得係数		一・一一二〇八二九九六六六八
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数		○・九九九九九九九九二九六八
介護納付金納付金所得係数		一・〇八九八三〇七〇八七三七一
介護納付金納付金基礎額調整係数		○・九九九九九九九九八一九七三